

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の

植民地経営 (中)

——Naval Stores Policyを中心として——

宇 治 田 富 造

- 一 従来の問題の取り扱い(一)
- 二 船舶必要品政策そのもの
- 三 従来の問題の取り扱い(二)
- 四 問題の提起
- 五 植民地経営の基調と大陸中北部植民地の経済構造の独自性(以上、第一七卷第三号)
- 六 船舶必要品計画はイギリス重商主義の植民地経営におけるいかなる要請を表現したか(本号)
- 七 旧植民地体制にふくまれた諸矛盾の反映としての一七一九年の Naval Stores Bill(次回)
- 八 政策の悪循環と諸矛盾の帰結

六 船舶必要品計画はイギリス重商主義の植民地経営における

いかなる要請を表現したか

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営(中)

(A) 旧植民地体制の諸矛盾

前稿でのべたように、一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営の本質的基調は、プランテーション型の植民地経済構造を、アメリカ植民地の全体にわたって、拡大し、アメリカ植民地の経済構造を全体的規模においてそのような植民地経済構造の鑄型にはめこみ、そうすることによって、アメリカの諸植民地を、プランテーション型の植民地経済構造をもつ全一体の植民地として仕上げていくことにあった。そして、植民地経営のこの基調は、従属的構成部分としてのアメリカ植民地において、その供給地としての側面においても、またその市場としての側面においても、両面的に、同時的かつ系統的に収奪しうる体制を、全体的規模において樹立し上げるといふ、イギリス重商主義がその旧植民地体制の完成においてみずからに課した要請によって規定されたものであった。

けれども、イギリス重商主義がその旧植民地体制の完成においてみずからに課した要請の実現と、この要請によってその基調が規定された植民地経営の運営とは、イギリス重商主義の旧植民地体制そのものなかにふくまれた諸矛盾のために、解決の困難な多くの諸問題に当面せざるをえなかった。そして、これらの諸矛盾の結節点は、とくに、前稿でのべたようなイギリス本国との対立的要素をそのなかにふくんだ経済構造をもつ大陸中北部植民地グループとの関係のなかにみいだされた。

さて、すでにあきらかにしたように、イギリス重商主義の旧植民地体制の本質は、本国における資本の本源的蓄積に役だたせるために、強力な経済的支配機構をつうじて強行された植民地収奪のための支配従属の全体制である。したがって、イギリス重商主義の旧植民地体制における基本的矛盾は、当然のことながら、イギリス本国の植民地収奪

者と植民地における被収奪者の各階層とのあいだの矛盾であり、アメリカ独立革命はこの矛盾の最高の表現である。そればかりでなく、旧植民地体制は、この基本的矛盾とならんで、かつそれと関連して、つぎの諸矛盾をそのなかにふくんでいた。その一つの矛盾は、イギリス重商主義が植民地経営においてその利益を代表する本国における植民地収奪者の各グループのあいだの矛盾であり、この矛盾はさらに、それぞれの収奪者グループ内部における矛盾によって、いっそう複雑化された。もう一つの矛盾は植民地における被収奪者の各階層のあいだの矛盾である。

イギリス重商主義が植民地経営においてその利益を代表するイギリス本国の植民地収奪者の主要なグループは、(一) アメリカ植民地貿易に従事するイギリスの商業資本、(二) 西インド植民地に奴隸制プランテーションを所有し、イギリス本国に在在する不在プランター、および(三) マニユファクチュアを経営するイギリスの初期産業資本の、諸グループである。これらの諸グループは、かれらはいずれも植民地収奪者であるかぎりでは、その基本的利害関係は共通しているが、上記のような植民地経営を実施するための植民地政策の個々の側面については、それぞれのグループ自身の独自の利害関係のために、相互に利害が対立し、矛盾しあった。このことは、プランテーション型植民地の経営においてもそうであるが、中北部植民地の経営においては、とくにそうであった。これらのグループ間の矛盾を一般的に定式化すれば、つぎのようである。

(一) イギリスの商業資本と初期産業資本との矛盾。この矛盾は本来、イギリス重商主義一般のなかにふくまれた矛盾であるが、植民地経営にかんしては、これはつぎのようにあらわれた。一七世紀および一八世紀初頭のイギリス資本主義発展の諸条件のもとでは、一方では、産業資本の発展ははまだ未成熟であり、他方では、世界商業の領域においては、商業資本がなお圧倒的影響をもっていた。そのために、産業資本の生産物の海外市場への輸出と、海外市

場におけるこの生産物の価値の実現とは、流通過程において商業資本によって媒介されなければならなかった。いかえると、産業資本の利益は、資本の循環過程中の $W' - G'$ の段階において、「商人資本たることが資本の機能をそれ自体として現象する」⁵⁵⁾ ところの、流通過程において自立化した資本としての商業資本によって代行されねばならなかった。ところが、商業資本によるこの $W' - G'$ の媒介過程は、商業資本が、市場としての側面において、巨額な前期的利潤を抽出し、それと同時に、供給地としての植民地の側面において、植民地生産物——仲継貿易商品——を収奪する過程でもあった。このかぎりにおいて、初期産業資本の利益と前期的商業資本の利益とは部分的には共通していた。

けれども、このことは同時に、イギリスの重商主義体制そのものにふくまれた矛盾、すなわち、重商主義とは資本の本源の蓄積のための政策であり、それは客観的には産業資本の要請によって規定されるという重商主義の本質とは相容れない矛盾であった。その結果、植民地収奪にもとづく巨額な前期的商業利潤は、この商業資本を産業資本の再生産運動からきりはなし、それに固有の運動をとげさせるにいたり、商業資本は、経済的にも、⁵⁶⁾ 政治的にも、⁵⁷⁾ 自己の利益にもとづく植民地経営に積極的に参加するにいたる。

ところで、商業資本の利益にもとづくこのような植民地経営とそれによって強化される植民地収奪とは、産業資本の生産物にたいする植民地市場の拡大テンポを停滞化し、その受容力を相対的に縮小させるために、それは、イギリス産業資本の利害と対立するにいたる。

(二) 不在プランターと商業資本との矛盾

この二つのグループは、基本的には、植民地における奴隷制的生産関係に共通した利害関係をもった。不在プランターはプランテーションにおける奴隷の剰余労働から巨富を積みかさねたことはいうまでもないことだが、商業資本

はプランテーションに必要なこの奴隷を供給して貨幣資本を蓄積し、奴隷と交換に入手した奴隷の生産物、砂糖は、この商業資本の仲継貿易に必要な再輸出商品の重要な構成要素でもあった。この二つのグループが奴隷制的生産関係にいかにか基本的な利害関係を共通にもっていたかは、のち一九世紀前半における西インドの奴隷制度廃止にたいする反対運動のなかで、商業資本と不在プランターが同盟をむすんだという事実が、これを明白にしめしている。

このように、不在プランターと商業資本とは、基本的な利害関係をともにしていたが、植民地経営の個々の側面にについては、たがいに対立しあう利害関係をもった。たとえば、一七三九年の砂糖の「直接輸出法」をめぐる不在プランターと商業資本の闘争は、この二つのグループのあいだの矛盾を明白にしめすものであった。また、不在プランターによる大土地所有の独占にもとづく砂糖の生産制限と高価格の政策は商業資本の利益と一貫して対立した。⁵⁸⁾

右のように、イギリス本国の植民地収奪者の各グループは、それぞれ自己に有利な植民地経営を要求し、かれらの利害関係はたがいに対立し、矛盾しあったのであるが、収奪者グループ間のこの矛盾は、旧植民地体制そのものにくまられた基本的矛盾——本国の植民地収奪者と植民地の被収奪者との矛盾——と相互に作用しあって、植民地における経済の発展にもなつて、複雑なかたちをとるにいたつた。

本稿で提起されている問題、すなわち、イギリス重商主義の植民地経営の本質的な基調と、船舶必要品政策がこの基調にたいしてもつ関連は、右の視角から把握されてはじめて正しく究明される。

さて、イギリス重商主義が上述の植民地経営をおしすすめるにあたって当面した諸困難は、主として大陸中北部植民地グループのうえに集中した。その理由は、すでに明らかかなように、この植民地グループの経済構造は、西インド植民地グループおよび大陸南部植民地グループのプランテーション型の経済構造とことなり、そのなかにイギリス重

商主義の要請とは対立する諸要因をふくんでいたからである。このことは、一方では、本国の植民地収奪者と植民地の被収奪者との矛盾となつて發展していくのであるが、他方では、これらの対立的諸要因は、本国の植民地収奪者の三つのグループにたいしてそれぞれ特殊な形態をとつてあらわれ、しかも、さきにも述べたように、本国の植民地収奪者の各グループはそれぞれ独自の利害關係にもとづいた植民地経営を要求していたために、これらの対立的諸要因は、それぞれの特殊な発現様式をつうじて、これら三つの植民地収奪者のグループ間の矛盾をふかめる方向に作用した。この項で具体的に検討されなければならない問題の一つはこの点にある。そこでつぎにこの問題の検討にうつらう。

さきにも述べたように、大陸中北部植民地グループの経済構造の独自性によって規定されたこの植民地グループの経済の再生産の条件は、つぎの二点にある。すなわち――

- (一) この植民地グループの剰余生産物を、この植民地グループの経済的存続に不可欠な輸入された生産手段および生活手段を支払うのに必要な「追加的」支払手段に転形するこの植民地グループの商業資本の存在とその機能。
 - (二) 右の生産手段および生活手段を、この植民地グループがみずから生産し、植民地の経済的自立化を樹立すること、
- である。

(B) イギリス本国のアメリカ貿易資本と中北部植民地の商業資本との矛盾対立

右の二つの条件のうち、第一の条件である中北部植民地グループの商業資本の存在とその機能は、イギリス本国の

アメリカ貿易資本の利益と対立した。

もともと、植民地商業資本は、イギリス重商主義の独占的植民地貿易機構の樹立のための一連の航海諸条例がオランダ船舶を植民地貿易から駆逐したのち、イギリス商船隊がその量と組織とにおいて不十分であったという条件のもとに、オランダ船舶を補充するものとして、その対外的進出の機会をつかんだのであった。

けれども、イギリス重商主義によって樹立された独占的植民地貿易機構と直接関連して進出をはじめたアメリカ植民地の商業資本は、一方におけるイギリス商船隊の増強と、他方における植民地経済の発展にともなう植民地の貿易量の増大の結果、植民地貿易を独占的に支配しようとするイギリス本国のアメリカ貿易資本の利益と対立するにいたり、かくして、植民地商業資本は、本国の独占的植民地貿易機構の補充的手段から、その対立物に成長転化するにいたった。そしてそれと同時に、航海諸条例は、外国貿易資本を排除するための手段であると同時に、アメリカ植民地の商業資本の発展を抑制し、その競争を制限するための手段に変質するにいたった。たとえば、一六七三年の航海条例Ⅱ「植民地輸出税」課税法は、一六六〇年の列挙生産物規定を補足強化し、それによってアメリカ植民地の商業資本の競争を制限するための措置であった。けれども、この法律の実施後も違法にもとづく植民地商人の競争は続いた。たとえば一七世紀の七〇年代における植民地商人のヨーロッパとの密貿易によるイギリス関税の損失は一カ年間六万ポンドと評価された。⁵⁹⁾このような植民地商業資本と本国の貿易資本との対立の激化は、一六八四年のマサチューセツ植民地の特許状の取り消しの原因となった。かくして、オールド・イングランド対ニュー・イングランドとして表現されるイギリス本国とこの植民地グループとの対立の主要構成要因としての、イギリスのアメリカ貿易資本と大陸北部植民地グループの商業資本との対立が不可避的となったのである。

それでは、植民地商業資本の競争は、具体的にはどのような形態をとってイギリスのアメリカ貿易資本の利益と対立し、それを齎したのであるうか。これを貿易部門別に検討すると、つぎのようである。

大陸中北部植民地とくに北部植民地グループの商業資本の対外貿易の方向は、これを貿易部門別に考察すると、

a ニュー・ファウンドランド貿易、 b 南ヨーロッパ貿易、 c 西インド貿易に、大別される。

a ニュー・ファウンドランド貿易

この貿易部門は一七一五年まではニュー・イングランド商人によって独占されていた。ニュー・イングランドからの輸出品は、煙草、砂糖、タール、ピッチ、食料品、木材、ラム酒であり、とくにあとの三項目が主要輸出品であった。これらの輸出品と交換にニュー・イングランド商人は、ここで獲られた魚を手にいれたが、かれらはこの魚を帰荷としてニュー・イングランドへもちかえり、そこからそれを再輸出することはしないで、現地でこの魚を転売した。すなわち、かれらは、ニュー・ファウンドランドに取引のためにきた外国商人にこの魚を売り、これと交換に铸貨および為替手形を手にいれた。これらの铸貨および為替手形は、いうまでもなく、イギリスからの輸出品にたいする「追加的」支払手段の一部を構成した。

ところが、このニュー・ファウンドランド貿易にたいして、イギリス商人の不満はつぎのようであった。ニュー・イングランド商人のラム酒の輸出はニュー・ファウンドランド漁業従業者を墮落させ、ニュー・ファウンドランド漁業を衰退させると、かれらは抗議した。さらに、ニュー・イングランド商人は、発展しつつあるニュー・イングランド商業資本が必要とする追加的海員をこのニュー・ファウンドランド漁業従業者のなから補充した。このことは、追加的海員をこの同じ源泉にもとめていたイギリス商業資本のたえざる不満の原因であった。

b 南ヨーロッパ貿易

南ヨーロッパ貿易は中北部植民地グループの商業資本の重要な貿易部門の一つである。南ヨーロッパにたいする輸出品の主要なものは、ニュー・イングランド北部で獲れる魚と木材とである。一八世紀初頭の資料がないために時期はずれが、一七六九年の統計資料にしたがえば、この年のニュー・イングランド植民地の輸出総額五五万〇〇九〇ポンドのうち八万一一七三ポンド、すなわち一四・七%が南ヨーロッパ向けの輸出であり、ニュー・ヨーク植民地では、同年の輸出総額二三万一九〇六ポンドのうち五万〇八八五ポンド、すなわち二一・九%がそうであり、さらにペンシルヴェニア植民地では、同年の輸出総額四万〇七五七ポンドのうち二〇万三七五二ポンド、すなわち四九・六%が南ヨーロッパ向けの輸出である。

植民地商人は、これらの輸出された植民地生産物と交換に、南ヨーロッパで鑄貨およびロンドン宛の為替手形を手に入れた。これらの為替手形および鑄貨は、(イ) 植民地に輸出されるイギリス生産物にたいする「追加的」支払手段としてイギリスのアメリカ貿易商人に送金され、(ロ) 南ヨーロッパからイギリスに寄港した植民地商人が帰荷として自己の船舶に船積みするイギリス生産物の購入に投下され、(ハ) さらに、植民地商人が一六六三年の市場条例に違反して南ヨーロッパでヨーロッパ生産物を購入して、これをイギリスを経由しないで直接に密輸入するため投下された。

イギリス本国は、一八世紀初頭においては、植民地商業資本のこの南ヨーロッパ貿易を抑圧してはいなかったが、つぎの諸点においてこの貿易部門においても、イギリスの商業資本と植民地の商業資本はたがいに利害が対立していた。すなわち、

1 魚の輸出における競争。ニュー・イングランドの魚のはるかに多くの部分は、植民地商人によってではなく、本国のアメリカ貿易商人によって輸出された。これらの本国商人はイギリス生産物をこの植民地グループに輸出し、それになりたいする支払手段として魚を受けとり、イギリスへの帰途南ヨーロッパに寄港して、それを販売したのである。ボストンおよびセイラムはイギリス生産物とニュー・イングランド産の魚との主要な取引市場であった。植民地の商業資本は、この魚の輸出貿易から生じる利潤と運賃の分け前をめぐって、この貿易のはるかに多くの部分をその手中におさめている本国の商業資本と競争した。

2 列挙生産物の南ヨーロッパ市場への密輸出。一六六〇年の航海条例の違反。植民地商人は、西インド貿易において入手した砂糖、沿岸貿易によって入手した煙草、等々を、南ヨーロッパ市場にむけて、イギリス本国の諸港で陸揚げをすることなしに、直接に原産地から輸出し、あるいは中北部植民地の諸港から再輸出した。この貿易は、あきらかに、砂糖、煙草およびその他の特定の列挙された植民地生産物はイギリス、アイルランドおよびイギリス諸植民地だけへの直接輸送が許され、その他の地域への直接輸送を禁止した一六六〇年の航海条例の違反である。

このような違法行為にもとづく植民地商人の競争は、列挙生産物規定によって、イギリス本国を主要植民地生産物の唯一の輸入市場とし、再輸出商品を独占的に確保し、植民地を供給地という側面において独占的に支配しようとするイギリス仲継貿易資本の利益を侵害するばかりでなく、同種の生産物をイギリスの関税をふくんだより高い価格でイギリスから南ヨーロッパ市場へ再輸出しているイギリス仲継貿易資本の販路を脅した。

ジョサイア・チャイルドは、はやくも一六九三年に出版されたその著作 *A New Discourse of Trade* のなかで、植民地商人のこのような航海条例の違反にもとづく競争が、イギリスの仲継貿易資本を南ヨーロッパ市場から駆

逐する結果をもたらすと鋭く警告している。⁶¹⁾

3 ヨーロッパ生産物の植民地への密輸入 一六六三年の市場条例の違反。植民地商人はまた、さきにも指摘したように、植民地生産物の商品化によって獲得した鑄貨および替手形をもって南ヨーロッパ市場で外国ヨーロッパの生産物を購入し、これを自己の船舶に船積みし、イギリス本国の諸港に寄港してこれを陸上することをしないで、植民地に直接帰港した。この貿易は、あきらかに、アメリカ植民地に輸送されるすべてのヨーロッパ生産物はまず最初にイギリスに輸送され、そこで陸上げされたのち、植民地に再輸出されなければならないことを規定した一六六三年の市場条例の違反である。一七世紀末における代表的なニュー・イングランド商人、ジョン・ハルは、植民地商人のこの違法行為にもとづく競争を弁護し、市場条例は植民地商人の自由を奪うものだ、つぎのように不満をのべている。

「もしもわれわれが、大きい費用と冒険をおかして、われわれの魚をビルバオ〔スペイン北東部の海港〕におくり、その生産物をジブラルタル海峡地域にはこび、そして果物、オリヴ油、石鹼、ぶどう酒および塩を手に入れるならば、われわれの船荷の大部分は塩であるのに、われわれが他の品物をほんの少し（というのはわれわれの必要は多くを要しないのだから）積んでいるという理由のために、国王陛下の関税を支払うために、われわれは、イギリスへいかなければならない。」⁶²⁾ さらにいう、「航海諸条例がここで留意されうるものが、どうすれば可能なのかを、わたくしはわからない。」と。

このような違法行為にもとづく植民地商人の競争は、イギリス本国を植民地にむかって輸出されるすべてのヨーロッパ生産物の輸出市場とすることによって、市場としての側面において、植民地を独占的に支配しようとするイギリス

ス仲継貿易資本の利益を侵害した。

ジョシユア・ジーは、一七二一年の商務局への植民地の貿易にかんする建白書においても、さらにまた一七二九年に出版されたその著作 *The Trade and Navigation of Great Britain Considered*, London においても、植民地商業資本のこの競争の脅威を鋭く論じている。かれはまず、イギリス仲継貿易資本の利益を代表して、列挙生産物規定を批判し、米、砂糖、煙草等の列挙生産物の南ヨーロッパ市場への直接輸送を主張する。かれはいう、「われわれは、わが国の植民地から「もたらされた？」財貨と再輸出によって、わが国の富をきわめて大きく増加させてきたから、多くの真の愛国者は、アメリカの生産物の他の諸部門が同じ利益を増進させたのを見ることをよろこぶであろう。そして、イギリス本国へもってきて、それからポルトガル、スペインおよびジブラルタル海峡地域へ再輸出されるという迂回的航海に耐えられないであろう富の大きい生産物は、適当な商品となりうるような統制のもとにおかれなければならない。さて、このことは、生産地から本国へはこぶ法外な費用に耐えられないであろう生産物からすべての制限をとりのぞき、直接にこれらの地域にはこぶことを許すことによってなされるであろう。そしてこの直接輸送は、この王国の国民的資本、海運および海員を雇備するであろう、そして、この自由がないために、われわれは、ジブラルタル海峡地域等々に、米、砂糖、煙草およびその他きわめて多くの植民地生産物を供給することを失っている。」⁶³⁾

ジーは右のように主張する根拠を明示してはいないが、疑いもなくかれは、前記2の植民地商人の列挙生産物規定に違反する競争を念頭において、植民地商人のこの競争から南ヨーロッパ市場をイギリス仲継貿易資本のために防衛する手段として、この地域への植民地生産物のイギリス仲継貿易資本による直接輸出を主張しているものと考えられ

る。けれども、ジーが植民地商人の競争をその違法行為としていっそう強調して非難しているのは、植民地商人が南ヨーロッパ貿易の帰途におこなうヨーロッパ生産物の直接輸入である。かれは、前掲の二つの文献においてこのことを論じているが、とくに一七二一年の建白書においては、この一六六三年の市場条例の違反にもとづく植民地商人の対外貿易の発展は植民地人をイギリスからの独立にみちびきうる有害な行為だと鋭く攻撃している。かれはいう。

「ついで、植民地で船積みし、その船荷をポルトガル等々にはこび、そしてイギリス本国に寄港しないでふたたび植民地に帰港することを禁止するように、イギリスの臣民にぞくするすべての船舶に制限がもうけられなければならぬ。この行為は、従来からわが国の航海にきわめて有害となってきたし、やがては、イギリスにとって致命的な結果をもたらすであろう、そしてこれこそは、**植民地の人びとをイギリスからの独立にみちびきうる唯一のものである**。なぜというに、かれらは、自分たちの木材、魚等をスペイン等に直接はこび、そこでしばしば、これらのものと交換に、フランス製の絹織物、リンネルおよび生活の便宜のためにかれらが欲がっているその他すべてのものを船積みする。そして、イギリスはこれらのものを供給する利益を全面的に取りのぞかれているからである。」⁶⁴⁾さらにかれは、*The Trade*……のなかでは、この密貿易にたいする嚴重な処罰を要求して、つぎのようにのべている。「したがって、植民地とヨーロッパのどの部分とのあいだでも貿易する船舶を、もっとも嚴重な処罰によって、イギリスのいづれかの港から出港しないで植民地に帰港することのないように、しばりつけることが絶対に必要である。」⁶⁵⁾

右に引用した同時代の著名な重商主義者たちの見解に徴しても、南ヨーロッパ市場における植民地商人の競争がイギリス仲継貿易資本のこの市場における利益を侵害し、それと同時に、かれらのアメリカ植民地貿易に損失をあたえ、その結果、この貿易部門において、植民地商業資本とイギリスの仲継貿易資本との対立がいかに鋭いものであっ

たかを、知ることができる。

c 西インド貿易

西インド貿易は中北部植民地グループの商業資本のもっとも重要な対外貿易部門である。さきに指摘したようにイギリス本国の生産物と競合する生産物を生産するこの植民地グループの小農民およびその他の小生産者にとっては、かれらの生産物を外部の市場で商品化すること、およびその商品化を実現する植民地商業資本の機能は、かれらの経済の再生産にかくことのできない条件である。そして西インドはこれらの生産物の最大の市場であった。ニュー・イングランド植民地からは主として魚、木材、馬および食料品が輸出され、ニュー・ヨーク植民地からは主として小麦、小麦粉、パン、木材および馬が輸出され、ペンシルヴェニア植民地からも大体同じ生産物が輸出された。さきと同じ一七六九年の統計資料にしたがえば、⁶⁶⁾この年のニュー・イングランド植民地、ニュー・ヨーク植民地およびペンシルヴェニア植民地の西インドへの輸出額はつぎのようである。ニュー・イングランド植民地の輸出額は三〇万八四二六ポンドで、この植民地の輸出総額中のじつに五六・一%をしめる。ニュー・ヨーク植民地の輸出額は六万六三二四ポンドで、この植民地の輸出総額の二八・六%をしめ、ペンシルヴェニア植民地の輸出額は一七万八三三二ポンドで、輸出総額の四三・四%をしめる。（したがって、ペンシルヴェニア植民地では、輸出総額のうち、前記の南ヨーロッパへの輸出とこの西インドへの輸出との合計額が九三%をしめ、イギリスへの輸出額はわずかに輸出総額の六・八%をしめるにすぎない。）

他方、輸出した植民地生産物をイギリスからの輸入品にたいする「追加的」支払手段に転形することは、さきに指摘したようにこの植民地グループの再生産にとって欠くことのできない条件であるが、イギリス領西インド植民地

は、中北部植民地の生産物と交換に、糖蜜、ラム酒、砂糖の重要な生産物および藍、ファスティック、しょうが、綿花、ライム果汁、グァキック材等の余り重要でない生産物を提供した。これらすべての生産物は、ラム酒をのぞけばイギリスからの輸入品にたいする「追加的」支払手段として機能した。

さらに、中北部植民地の商業資本の西インドにおける市場は、イギリス領植民地ばかりでなく、外国領とくにオランダ領およびスペイン領の植民地においても存在した。スペイン領植民地においては輸出した植民地生産物と交換にロックウッドを入手した。ロックウッドは中北部植民地の商業資本にとって重要な「追加的」支払手段を構成した。

さきと同じ資料にもとづけば、⁶⁷⁾中北部における三つの植民地の西インドからの輸入額はつぎのようである。一七六九年におけるニュー・イングランド植民地の輸入総額は五六万四〇三四ポンドであり、そのうち西インドからの輸入額は三二万四七七ポンド、すなわち輸入総額の五五・八%をしめる。(ちなみに、同じ年におけるイギリスからの輸入額は二二万三六九五ポンド、輸入総額の三九・七%である。)ニュー・ヨーク植民地の輸入総額は一八万八九七六ポンドであり、そのうち西インドからの輸入額は九万七四二〇ポンド、すなわち輸入総額の五一・六%をしめる。(ちなみに、同じ年におけるイギリスからの輸入額は九万五九三〇ポンド、輸入総額の四〇・二%である。)ペンシルヴェニア植民地の同じ年における輸入総額は三九万九八二〇ポンドであり、そのうち西インドからの輸入額は一八万〇五九一ポンド、すなわち輸入総額の四五・二%をしめる。(ちなみに、イギリスからの輸入額は二〇万四九七九ポンド、輸入総額の五一・三%である。)

右の数字は、大陸中北部植民地グループの貿易量全体のなかでしめる西インド貿易の圧倒的な比重を、したがって、西インド貿易がこの植民地グループの経済の再生産にとつてもつ重大な意義を明白にしめしている。とくに、ニ

ニュー・イングランド植民地においては、西インド貿易は、輸出入量においても、貿易総量の二分の一以上をしめ、イギリス本国との貿易量をはるかに凌いでいる。とくに輸入貿易においては、ニュー・イングランド植民地およびニュー・ヨーク植民地では、いずれも輸入貿易総量の二分の一以上をしめ、イギリス本国からの輸入量を一〇%以上を凌ぎ、ペンシルヴェニア植民地では、輸入貿易総量の二分の一に少しばかり不足し、イギリス本国からの輸入量に第一位をゆずるが、その差はわずかに六%にすぎない。

けれども、西インドからの輸入貿易においては、右の統計にふくまれていないつぎの二つの重要な項目に注目しなければならぬ。

第一は、中北部植民地の商業資本が輸出した植民地生産物の商品化によって西インドにおいて入手した外国鑄貨および為替手形である。これらの外国鑄貨および為替手形は、中北部植民地の商業資本が西インド貿易において取得した商業利潤、運賃とともに、統計表にはふくまれない *invisible charge* である。西インドから中北部植民地にもってこられたこれらの外国鑄貨および為替手形の金額は正確には分らないけれども、それらは、南ヨーロッパ貿易において取得された外国鑄貨および為替手形とともに、イギリス本国からの輸入品にたいする重要な「追加的」支払手段を構成した。一七一七年以前にニュー・イングランドからイギリス本国に送金された鑄貨は、年額一万八〇〇〇ポンドないし三万ポンド（ただし、そのなかにはマサチューセッツ鑄貨をふくむ）であった。

第二は、フランス領西インド植民地との貿易であり、中北部植民地の商業資本はこの貿易において輸出した植民地生産物と交換に、砂糖、糖蜜、ラム酒をイギリス領植民地におけるよりも低い価格で入手した。その結果、このフランス領との貿易は、つぎにのべるように、イギリス領のプランターと中北部植民地の商業資本との対立をうみだし、

プランターの要求にもとづいて一七三三年の糖蜜条例によってフランス領生産物の輸入に禁止的関税が課せられた。けれどもこの糖蜜条例はほとんど守られず、中北部植民地の商業資本のフランス領貿易は継続され、フランス領。プランテーションの生産物は、中北部植民地に密輸入された。いうまでもなく、これらのフランス領生産物も、ラム酒をのぞけば、イギリスからの輸入品にたいする「追加的」支払手段の一項目となった。けれども、これらのフランス領生産物は密輸入された関係上、一七三三年以後においては貿易統計にはふくまれていない。

こういうわけで、密輸入されたフランス領植民地の生産物および右の *invisible charge* にぞくする外国鑄貨、為替手形を考慮にいれるならば、中北部植民地の商業資本によっておこなわれるこの西インドとの貿易量の実さいの大きさは、さきの貿易統計にしめされた貿易量よりもはるかに大きくなる。

ところで、このように大陸中北部植民地グループの経済の再生産にとって重要かつ不可欠のこの貿易部門は、あとでべるようにイギリス領西インドの不在、プランターと鋭い利害の対立をひきおこすにいたるのであるが、イギリス本国のアメリカ貿易資本とはどのような関係にあったであろうか。中北部植民地の商業資本の西インド貿易にたいするイギリス重商主義者たちの見解はかならずしも一致していない。けれども、一般的にいうと、時代がはやければはいいほど、この貿易のイギリス貿易資本との対立的側面が強調されており、時代があとになるにつれて、この貿易のイギリスにとっての肯定的側面が強調されている。

対立的側面を強調する見解は、たとえば、チャイルドの見解に代表される。かれは、中北部植民地の商業資本の西インド貿易は、イギリスおよびアイルランドの貿易資本の西インド貿易の利益を侵害するものとして、つぎのように非難している。「これらの植民地〔ニュー・イングランド植民地〕からの見返物資のはるかに大きい価値は、砂糖、木

綿、羊毛、煙草およびその他の生産物からなっているが、これらの生産物は、これらの植民地がバーベイドウズやジャマイカに供給した干たら、塩さば、牛肉、豚肉、パン、ビール、小麦粉、豆などと交換にわが国王陛下の他の若干の植民地から最初にうけとるものである。そして「この交換は」この王国からのこれらの生産物のはけ口を減少させることになった。わが西インド植民地におけるそれについての大きい経験は、それらの植民地がニュー・イングランドからえている巨額な、ほとんど信じ難いほどの供給がなかったならば、イングランドにおけるわれわれの土地の価値の有利さ「高騰？」となつてみいだされるであらう⁶⁸⁾。」

チャイルドが、このように西インド貿易における中北部植民地の商業資本の競争を攻撃したのは一六九三年に公刊されたかれの著作、*A New Discourse of Trade* のなかにおいてであるが、一八世紀にはいるとともに、中北部植民地と西インド植民地との貿易は、この二つの植民地の相互関係の視角から新しい意義をあたえられるにいたつた。西インド貿易の新しい意義をはじめ主張した最初の重商主義者は恐らくダニエル・デフォーと思われるが、かれは、かれの編集による *Review* のなかで、イギリス領西インド植民地は大陸植民地からの供給がなければその生存はほとんど不可能であり、この二つの植民地グループは、「腹と手足と」のように相互に依存しあい、たがいにむすびついていると指摘した⁶⁹⁾。ついで、ウットは一七一八年に出版された *A Survey of Trade* のなかで、中北部植民地の商業資本による西インド貿易をより総合的な視角から論じ、つぎのように主張している。「より価値の大きい生産物を生産するこれらのプランテーション型植民地の土壌は、生活のための栄養物を栽培するのに適しておらず、また牛肉、豚肉、豆などを生産するのに適していない。……したがって、もしも、北部の非プランテーション型植民地が近くになくて、かつこれらの植民地の産業がなかったとすれば、南部のプランテーション型植民地は、とくに戦時にお

いては、多くの生活必需品に事を欠くであろう。あるいは、これらの植民地の働き手を食料品の栽培に使用することになるであろう、⁷⁰⁾と。つまり、ウッドにしたがえば、西インド植民地が、当時の最大の世界商品の一つである砂糖の単一栽培に専門化し、その再生産に必要な食料品（およびその他の生産手段）をみずから生産していないにもかかわらず、西インド植民地の再生産が可能であり、したがってイギリスの貿易資本が自己の仲継貿易に必要な砂糖を継続的にこれらの植民地から獲得しうることを可能ならしめている条件は、大陸中北部植民地の商業資本がこの植民地の生産物である食料品を西インド植民地に供給しているということにある、したがって、大陸中北部植民地の商業資本の西インド貿易がイギリス重商主義の植民地経営にたいしてもつ意義は、この貿易がイギリス重商主義の旧植民地体制の最重要部分をなす西インド植民地の維持に欠くことのできない条件となっているという点にある。

そればかりでなく、中北部植民地の商業資本の西インド貿易にたいするウッドの肯定的な評価は、この西インド貿易が中北部植民地に「追加的」支払手段を供給することによって中北部植民地におけるイギリスの工業生産物の市場を拡大するという側面にもおかれている。もともと、ウッドも、植民地商業資本の競争によって西インドにおけるイギリスの農産物にたいする市場が失われるおそれのあることを、チャイルドと同様に認めてはいるが、しかしかれは、中北部植民地における工業生産物にたいする拡大する市場は、西インドにおいて失われる農産物の市場を補償してあまりがあるという。すなわち、中北部植民地人は、西インド植民地にたいして、「イギリスがこれら〔西インド植民地〕に送りうるものを供給しうるかも知れないが、しかしそれでもなお、かれら〔中北部植民地人〕は、この王国から各種の工業生産物——すべての種類の毛織物および家具——をとってくることによって、あるいはそれらをもち去ることによって、上記のことについて十分の補償をなしている。しかもはるかにしばしば更新されており、かつ同

じ数の人びとが本国においても去るであろうほど十分においてである、⁷¹⁾と。

ウッドの右のような見解は、すでに一八世紀初頭においてイギリス重商主義によって公認されるにいたった中北部植民地の商業資本の西インド植民地への供給者としての意義を定式的に表明したものである。すでに、一七〇八年にサミュエル・フェチ「のちノヴァ・スロシアの知事に任命さる」は、商務局にたいする建白書のなかで、つぎのうにのべている。「西インドには、大陸の援助なしに生存できるようなイギリス領の島は一つもない。というのは、われわれは、これらの島々にたいして、かれらのパン、食料およびすべての生活必需品を、家畜およびかれらのプランテーションを栽培するための馬を、かれらのラム酒、砂糖および糖蜜をいれる樽をつくるための木材および樽板——これらがなければかれらはやっていけない——を、かれらの生産物をヨーロッパの市場におくる船舶を、送っているからである。そればかりでなく、要するに、かれらの居住する家屋そのものが、骨組もそれをおおう屋根板とともに、運ばれており、そのかぎりでは、かれらの生活が、そしてより裕福な生活はいつそうのこと、ほとんど全面的に大陸に依存しているからである、⁷²⁾と。そして商務局は、國務大臣および国王にたいするその報告書のなかで、中北部植民地の商業資本のこの西インド貿易の重要な役割を認めるにいたった。

このように、一八世紀の初頭においては、アメリカ植民地の全般的な経営という総合的視角から中北部植民地の商業資本の西インド貿易の積極的な側面が強調されるにいたった。けれども、このような西インド貿易の評価の変更は、けっして、西インド貿易がイギリス重商主義の利益と、あるいはイギリス重商主義がもっとも理想的と考える植民地経営のタイプと全面的に一致するということを意味するものではない。

西インド植民地の不在。プランターとの鋭い利害の対立を別としても、西インド貿易は、つぎの諸点において、イギ

リスのアメリカ貿易資本と中北部植民地グループの商業資本との利害の対立をふくんだ。

1 西インド貿易は、一六六〇年の列拳生産物規定に違反してヨーロッパでおこなわれる植民地商人の競争に有利となる植民地生産物を植民地商人に提供する供給源であった。

2 右の叙述においてはふれなかったが、中北部植民地の商業資本は、外国の仲継貿易資本とくにオランダの仲継貿易資本によって西インド(外国領をふくむ)に運ばれたヨーロッパおよびアジアの生産物を、かれらが西インドにはこんだ植民地生産物と交換し、これを中北部植民地に密輸入した。この貿易はあきらかに一六六三年の市場条例の違反であった。

3 中北部植民地の商業資本の西インド植民地への供給者としての意義は、前述のように、一八世紀初頭において、イギリス重商主義によって一般的承認をうけていたが、それでもなお、潜在的には、食料品およびその他の生産物の市場としての西インド植民地は、イギリス本国の貿易資本と中北部植民地の商業資本の競争の舞台の一つであった。

4 とくに戦争時においては、外国領(とくにフランス領)をふくむ西インドの島々は、中北部植民地の商業資本の密貿易の本拠地となった。よく知られている“*flags of truce*”は、戦争時の条件のもとにおける中北部植民地の商業資本のこの密貿易の重要な手段であった。

さて、以上のべたように、大陸中北部植民地グループの経済の再生産のための不可欠の条件として発生、発展したこの植民地グループの商業資本の対外貿易は、ニュー・ファウンドランド貿易においても、南ヨーロッパ貿易においても、さらに西インド貿易においても、それぞれニュアンスの差異はあっても、イギリス本国の貿易資本の利害関係と対立した。つまり、それは、イギリス本国の独占的貿易機構をつうじて植民地経済を本国に従属させようとするイギ

リス重商主義の旧植民地体制における要請と直接に衝突した。その結果、イギリス重商主義は、中北部植民地グループの商業資本の競争を抑圧するために、一六七三年に「植民地輸出税」課税法を制定し、この法律によって西インド植民地の生産物(および南部植民地の煙草)の列挙生産物規定の違反の取締りを強化し、ヨーロッパ市場における中北部植民地の商業資本の競争を抑圧すると同時に、植民地においてこの法律を厳重に実施するために植民地徴税官を植民地に常任させた。初代の植民地徴税官として赴任したエドワード・ランドルフは、自分の私腹を肥やす“*custom racketeering*”のためにこの法律を濫用したばかりでなく、さらにかねは、その権限をこえて、前記の南ヨーロッパ貿易および西インド貿易にふくまれる市場条例の違反を厳重に摘発した。この「植民地輸出税」課税法につづいて、イギリス重商主義は、さらに「最後の航海条例」といわれる一六九六年の法律を制定し、それ以前の航海諸条例の有効的実施を実現するための貿易・航海上の細目についての追加的規定をおこなった。

ところで、このような植民地商業資本にたいする抑圧は、一方では、中北部植民地グループの植民地生産物の海外の市場での商品化を困難にさせ、他方では、この植民地グループに輸入されるイギリス工業生産物にたいする支払手段としての見返物資の獲得を困難にさせ、その分量を減少させる。その結果、つぎのような矛盾が必然的に生じる。

第一に、右の植民地商業資本の抑圧は大陸中北部植民地グループにおけるイギリス工業生産物にたいする市場の受容力を制限する。そしてこのことは、イギリスの産業資本にとっても、イギリスの貿易資本にとっても、つぎの結果をもたらす。すなわち、植民地商業資本を抑圧するこの政策は、植民地商業資本の競争を制限するという側面においては、イギリス貿易資本の利益を代表するものであるが、イギリス貿易資本の利益を代表するこの同じ政策が、同時に、中北部植民地グループのイギリス工業生産物にたいする市場の受容力を制限するという側面において、イギリス

貿易資本そのものの利益を喪失させるという矛盾を生みだす。そればかりでなく、イギリス工業生産物にたいして支払手段として機能する見返物資を減少させるこの貿易資本の利益を代表する政策は、植民地市場の受容力を制限することによって、自己の生産物の海外市場の一つを中北部植民地グループにもとめているイギリスの産業資本の利益とも直接に対立するという矛盾をうみだす。

つまり、イギリスの貿易資本の利益を代表する植民地商業資本の抑圧政策は、植民地市場の受容力を制限することの結果として、この政策がその利益のためにおこなわれたイギリスの貿易資本が植民地を市場としての側面において収奪することを困難にし、同時にイギリスの産業資本が植民地市場で自己の生産物の価値および剰余価値を実現するのを困難にさせるという矛盾をうみだした。このようにしてイギリス重商主義は、旧植民地体制の完成においてみずからに課した要請を実現するために中北部植民地グループにたいして採用した一政策は、同時に、その要請を実現することとは直接に対立し、かつ解決の困難な問題をうみだすという矛盾に当面せざるをえないのである。

(C) イギリス本国の産業資本と植民地の経済的自立化との矛盾

中北部植民地グループの再生産の二つの条件のうち、植民地の経済的自立化は、イギリス本国の産業資本および商業資本の利益と対立した。

中北部植民地グループの再生産の二つの条件のうち、商業資本の存在とその機能というさきの条件と、植民地の経済的自立化というこの条件とは、けっして相互にひきはなされて並存する二つの条件ではなく、それらは相互に密接な、相互補完的な関連をもつものである。一七一九年の *Naval Stores Bill* にかんして一七二〇年に執筆されたき

わめて注目に値する。Pinflett *Letter to a Member of Parliament concerning the Naval Stores Bill* の匿名の著者は、この点について、つぎのようにのべている。

「かれらの〔ニュー・イングランド人の〕よろこびは、イギリス工業生産物を身につけることであるが、かれらが当面している困難はきわめて大きい。かれらは、銀鉱をもたない、——ピッチ、タール、テレピン油および船舶のほかには、なにも送るものをもたない、そしてこれらのものは、それほど数多くの人びとに衣服をきせるためには、ほんの少ししか役にたたないであろう。したがって、かれらは、スペイン領海岸をおとすれ、そしてあちらこちらで取引することをよぎなくされ、また、木材や食料品を砂糖プランテーションおよびカンピーチのロッドグウッド採掘者にはこび、それをこれらの島々の生産物と交換することをよぎなくされている。そしてかれらは、一般に、これらの生産物をイギリスにおくっているのである。かれらは、ポルトガル、スペインおよびジブラルタル海峡地域におくるために魚をとり、大樽や樽板をつくることをよぎなくされている。そして、最後に、きわめて多くの船舶を建造し、かれらはこれを、船荷とともに、ポルトガル、スペインおよびヨーロッパで売ることよぎなくされている。このように、かれらは、われわれから購入する財貨を支払うために、毎年約一五万ポンドをかき集めるやりくりをやっている。かれらがそれほど多くを調達するということは、ほとんど信じられない。事態がこのようだから、かれらは、毛織物、リンネル、鉄および皮革の製造工業をはじめ、⁷³⁾ことをよぎなくされているのである。」

つまり、第一の条件である植民地の商業資本の機能範囲の縮少は、それが任意的であれ、強制的であれ、第二の条件である植民地の経済的自立化をいっそう必至ならしめる。そしてまた同時に、逆の関係にもある。ところで、さきのべたようなイギリス本国の貿易資本の利益のための植民地の商業資本の対外貿易の抑圧政策は、植民地の商業資本

の機能範囲を縮小させ、イギリスからの輸入品にたいする支払手段の獲得を困難ならしめて、中北部植民地グループの市場の受容力を制限することによって、イギリス本国の貿易資本および産業資本の利益をそこなうばかりでなく、上述のことから自明なことであるが、植民地における経済的自立化をいっそう必至ならしめる結果をもたらす。そして、いうまでもないことだが、この植民地の経済的自立化は、その過程において、従来はイギリス本国から輸入していた植民地の再生産に必要な生産手段および生活手段を植民地がみずから生産する工業部門の確立にみちびくことを意味し、それは植民地においてイギリス産業資本と競合関係をもつ工業の確立にみちびく結果をもたらす。したがって、それは、イギリス産業資本の利益を直接に、しかも極度に侵害することはいうまでもないことであるが、それと同時に、それはイギリス工業生産物にたいする植民地市場を縮少することによって、イギリスのアメリカ貿易資本もまた自己の利益の喪失をみずからまねくことになる。そして、それは、窮局的には、アメリカ植民地がイギリス重商主義の旧植民地体制から離脱し、民族的独立をもちとることを可能にする物質的前提条件を成熟させる結果にみちびく。

そればかりでない。植民地における工業化を刺激する契機については、別の側面においても、イギリスの貿易資本と産業資本との利害の対立があった。すなわち、さきにのべたように、イギリスの初期産業資本の生産物の価値の実はイギリスの貿易資本によって媒介されており、そのかぎりでは、産業資本と貿易資本との利害は共通していたのであるが、しかし、この貿易資本は、その前期的性格のゆえに、産業資本の循環過程、その再生産運動との関連からはなれ、自己の独自の植民地収奪をおこない、それに固有の運動をとげる。この貿易資本の植民地収奪の主要な形態の一つは、植民地市場においてかれらが輸出し、販売するイギリス工業生産物を、イギリスにおける価格の二倍な

いし二倍半という高価格で販売することによる植民地収奪である。そしてこの植民地収奪にもとづく巨額な前期的利潤は、貿易資本をしてその独自の利益にもとづく植民地経営をおこなわしめる可能性をうみだす。

ところで、貿易資本による販売過程をつうじてのこのような収奪は、奴隸制的生産関係が支配的である南部植民地グループにおいては、奴隸所有者¹¹プランターを債務と窮乏におとし入れる要因となり、プランターの債務と窮乏との累積は、やがて、かれらをして母国イギリスにたいして「反逆」する決意を抱かさせる物質的条件となり、かくして南部植民地グループのイギリス重商主義の旧植民地体制からの離脱を生ぜしめるにいたるのである。他方、南部植民地とはことなつて小商品生産関係の支配的な中北部植民地グループにおいては、貿易資本による販売過程をつうじてのこの収奪は、植民地人をして、価格の高いイギリスからの輸入品を購入するよりは、それらの生産物を植民地内部で生産し、自給化する道をえらばしめ、植民地の経済的自立化を促進する契機となつた。たとえば、ロンドンに住むニュー・イングランドの商人バニスターは、一七一五年に、つぎのようにのべている。「イギリス製品の価格は、九年前から高くなつたから、このことは、植民地をして、ボタン、織物、薄地ラシャ、麻毛交織物、シャロン織、フランネルなどをつくらせる、そしてそれは、この植民地の輸入を毎年五万ポンド以上減少させた⁷⁴」。

したがつて、貿易資本による販売過程をつうじてのこの収奪は、イギリス産業資本の貿易資本にたいする絶えざる不満の一つであり、産業資本は、この収奪は、たんにイギリス工業生産物にたいする植民地市場を制限するばかりでなく、植民地の経済的自立化の基礎の形成を促進し、やがてこの植民地グループのイギリス重商主義の旧植民地体制からの離脱を必至ならしめる物質的前提条件をうみだすものとして、貿易資本を攻撃してきたのである。

以上要するに、植民地の再生産の条件の一つである植民地の商業資本の機能は、イギリス重商主義が植民地経営に

においてその利益を代表する本国の植民地収奪者の一つのグループであるアメリカ貿易資本の利益を侵害するという理由にもとづいて、その機能範囲を制限するために、植民地の商業資本の対外貿易を抑圧する政策を採用すれば、この植民地商業資本抑圧の政策は、その結果として、植民地の再生産のもう一つの条件である植民地の経済的自立化を必至ならしめ、イギリス重商主義が同じくその利益を代表する本国の植民地収奪者の他のグループである産業資本の利益を直接にかつ重大に侵害し、しかも、貿易資本もまた自己の利益の喪失を別の側面からみずからまねくという矛盾をうみだす。さらに、貿易資本の販売過程をつうじての植民地収奪とそれの独自の利益にもとづく植民地経営とは、植民地の経済的自立化の契機となり、右の矛盾をいっそう加重する。

かくして、イギリス重商主義の植民地経営における右のような諸矛盾は、相互に作用しあつて、窮局的には、植民地のイギリスへの従属をたちきり、植民地がイギリス重商主義の旧植民地体制から離脱するための物質的前提条件を成熟させることによって、イギリス重商主義がその旧植民地体制の完成においてみずからに課した要請とはその根底においてまったく対立する逆の結果にみちびくという、イギリス重商主義の植民地経営にとって致命的となる重大な矛盾をうみだすにいたるのである。

さて、イギリス重商主義は、一七世紀末において、一方ではすでにのべたように、一連の航海諸条例を制定、整備し、中北部植民地グループの商業資本の対外貿易を抑圧するにいたつたが、他方では、植民地の経済的自立化を抑圧するための一連の立法的措置を採用するにいたつた。すなわち、一六九九年に、羊毛品条例 (10 William III, C. 16, [10&11 William III, C. 10]) を制定し、この立法措置によって植民地の毛織物工業をその萌芽状態において摘みとらうところをみた。けれども、植民地工業にたいするこのような抑圧政策はイギリスの重商主義者が期待するほどの効果をあ

げることではできなかった。たとえば、ニュー・イングランドの植民地徴税官ブレトンは、一七〇四年に、羊毛品条例は植民地では脱法されており、植民地における羊の頭数と毛織物工業が急速に発展していることを指摘している。⁷⁵⁾ また、ブリッジャーは、林野監督官として一七〇六年にアメリカ植民地に渡航する直前に、一五五ダースの梳毛機がアメリカ植民地向輸出のために税関に申告された事実を発見し、かれの商務局への報告書のなかで、「ニュー・イングランドにおける危険なまでに成長しつつある毛織物工業」について、つぎのように強く警告している。「わたくしは、輸出される毛織物の分量が例年なみでないことを発見した。そしてそれは、ニュー・イングランドおよびその他の植民地でかれら自身の毛織物を製造するこの仕事から生じたものにはがいない」と。⁷⁶⁾

けれども、植民地の再生産の条件の一つである植民地の経済的自立化を阻止するための植民地の競合産業の抑圧政策はたんに効果がなかっただけでない。もしもこの抑圧政策が所期の効果をもつならば、植民地の農民、小生産者およびその他の被収奪者と本国の植民地収奪者との矛盾対立はふかまり、それと同時に植民地人はその生存のために、もう一つの再生産の条件である商業資本の機能範囲を拡大するために、イギリス重商主義の抑圧にもかかわらず、かれらの対外貿易を積極化しなければならないであろう。そしてこのことは、またそれで、植民地の被収奪者である植民地商人と本国の植民地収奪者との矛盾対立をふかめるであろう。かくして、イギリス重商主義の大陸中北部植民地にたいする諸政策は、イギリスの植民地収奪者の各グループ間の矛盾をふかめ、同時に本国の植民地収奪者と植民地の被収奪者との矛盾をふかめる。

ところで、右のようなイギリス重商主義の植民地経営にふくまれた諸矛盾は、一八世紀初頭にいたって、とくにアムステルダム戦争終結後の一七一四年以後においては、明白な形態をとって顕現するにいたった。

このアン女王戦争中（一七〇一年～一七一四年）には、アメリカにおけるイギリスの戦争遂行の必要上、植民地にたいしてイギリス本国から貴金属および本国政府振出しの為替手形が流入したために、中北部植民地グループでは、支払手段獲得の困難は一時緩和され、同時に、植民地経済は「戦時ブーム」のもとにおかれた。けれども、戦争の終結とともに、戦争の諸条件のもとで本国から流入してきた貴金属および為替手形の供給は杜絶し、「戦時ブーム」が後退した結果、中北部植民地グループは、その再生産の継続のために、平和の諸条件のもとで本来必要とされてきた二つの条件、すなわち、商業資本の機能と経済的自立化を積極的にすすめる諸手段を開発しなければならないという問題に直面した。

このような事情のために、植民地の工業化は、支払手段の不足に刺激されて急速に発展する方向にすすんだ。植民地のこのような工業化の傾向にたいしては、イギリス重商主義は、当然のことながら断固たる抑圧手段をえらんだ。かくして、一八世紀にはいつてから一七一五年までに、植民地の工業化にたいするイギリス重商主義の抑圧政策はいっそうの嚴重さを加えるにいたった。すなわち、(一)一七〇六年に、ペンシルヴェニア植民地当局がこの植民地の製靴業を奨励する法律を可決したときに、商務局は、「イギリスにおいて製造されているいかなる工業製品を製造するために、奨励が法律によってあたえられるべきであると期待してはならない……なぜなら、それはイギリスの利益に反するからである」という理由にもとづいて、枢密院にこれを否認するように勧告した。(二)同じころに、商務局はまた、ニュー・ヨーク植民地の帆布製造の要請にたいしても、「植民地産のすべての大麻、亜麻は、当地（イギリス）でのその製造工業のために、イギリスに輸入さるべきことが、イギリスにより有利」であろうという理由にもとづいて、拒絶した。(三)イギリスの鉄加工業者は、一八世紀の初頭において、イギリスからアメリカ植民地に再輸出さ

れるオランダ製の鉄製品にたいする戻税を廃止する法律を国会で通過させることによって、アメリカ植民地における自己の鉄製品にたいする市場に大きい関心をしめしていたが、⁷⁷⁾一七一年に、かれらは、イギリスからアメリカ植民地に再輸出される外国産とくにオランダ産の粗鉄に従来あたえられていた戻税を廃止する法律の制定に成功した。イギリスの鉄加工業者がこの法律でねらった目標はいうまでもなく植民地における鉄加工業の抑圧である。すなわち、燃料、食糧の豊富な植民地に戻税によって低廉となった外国産の原料鉄を供給することは、イギリスの鉄加工業の恐るべき競争者である植民地の鉄加工業の発展を刺激し、イギリスの鉄製品の植民地市場を圧迫することになるから、このような戻税を廃止し、それによって植民地の鉄加工業の発展を阻止すべきであるという、イギリスの鉄加工業者の主張が、この法律によって法的に確認されたのである。⁷⁸⁾

以上のように、一八世紀初頭以後、植民地の競合産業にたいする抑圧は強化されるにいたるのであるが、もしこのような植民地の経済的自立化にたいするイギリス重商主義の抑圧政策が加重されるならば、一八世紀初頭以来新しい経済的発展の段階にはいりつつあった中北部植民地グループは、みずからの再生産のために、いかなる道をえらばなければならぬであろうか。いうまでもなく、その商業資本の機能範囲を拡大するために、商業資本の対外貿易を積極化しなければならぬ。事実、アン女王戦争の終結期の一七一三年以後において、中北部植民地グループの商業資本のまえには、新しい対外貿易の部門が開拓されるにいたった。この新しい対外貿易の部門とは、フランス領西インドにおける砂糖諸島との貿易である。

(D) 西インド不在プランターと中北部植民地グループの商業資本との対立

中北部植民地グループの商業資本のフランス領西インド植民地との貿易は、一七一三年以後はじまるが、フランス領西インド植民地への中北部植民地グループの商業資本のこのような進出は、この時期における、中北部植民地グループ側における経済的發展と英・仏領の西インド側における経済的變化とによって条件づけられる。

(一) 中北部植民地グループにおける経済的發展

中北部植民地グループでは、一八世紀初頭以後、農村において社会的分業と小商品生産が發展した。とくに、ニュー・イングランド植民地では、一七世紀においてはこの植民地グループの小農民的生産の發展条件であった「タウン・システム」はこの時期においては逆に發展の障礙物に転化し、それとともに「タウン・システム」はしだいに弛緩しはじめ、タウン共同地の分割がはじまった。「タウン・システム」の弛緩とタウン共同地の分割のはじまりは、一方では植民地の商業資本による土地投機と土地集積をもたらしたが、他方ではタウン内部の小農民の土地集積を可能にさせ、独立自営農民としてのかげらの確立のための物質的基礎をあたえた。

右のような發展は、だいたい、一八世紀初頭から一七二五年にかけてはじまり、この年以後一般化するにいたる。その結果、自営農民の経営規模の拡大と生産力の増大がもたらされ、より増大した剰余生産物の生産が可能となったが、この増大した剰余生産物は、これら自営農民の小農民的経済の再生産のためには、この植民地グループの商業資本による仲継貿易機構に編入されて、海外の市場で商品化されなければならなくなった。つまり、この植民地グループにおける小農民的生産の發展の結果としての剰余生産物の多様化と増大は、これらの剰余生産物を商品化するための市場を、以前よりもより広い範囲にわたって必要とするにいたった。

それと同時に、小農民的経済の發展とそれにとまなう農村人口の増大は、かれらが必要とする生産手段および生活

手段の分量と範囲を増大させたが、植民地の競合工業の自由な発展が重商主義の利益のために抑圧されているという上述のような条件のもとでは、これらの生産手段および生活手段の必要増加量の大部分は、イギリス本国からのそれらの輸入量の増大に依存するほかになく、その結果、中北部植民地グループのイギリス本国からの輸入額は一八世紀にはいってから急速に増大した。すなわち、一六九七年〜一七〇五年の年平均輸入額一二万〇〇四七ポンドから、一七〇六年〜一七一五年の年平均輸入額一六万六三二六ポンドに、さらに一七一六年〜一七二五年の年平均輸入額二二万三七二二ポンドに増大した。⁷⁹⁾したがって、中北部植民地グループは、この増大した輸入品を支払うための「追加的」支払手段を獲得するために、この植民地グループの剰余生産物を商品化する海外市場の拡大は、この植民地グループの再生産にとって欠くことのできない必要性をもつにいたる。しかも、その必要性は、戦争終結期ごろからのイギリス本国からの貴金属および替手形の流入の杜絶という新しい条件のもとで、いっそうの緊急度を加えるにいたった。

(二) 英・仏領西インドにおける不均等な発展

ところで、さきにもべたように、中北部植民地グループの生産物を商品化し、これをイギリスからの輸入品にたいする「追加的」支払手段に転形するための中北部植民地の商業資本の最大の市場の一つは、西インドにおける市場である。

けれども、奴隷制的生産関係が支配的なプランテーション型の経済構造をもつこの西インドの植民地グループにおいては、奴隷制的生産関係そのもののゆえに、奴隷制プランテーション経済の内部からの市場の発展ということはそもそも不可能であり、また、奴隷制的生産関係が小農民的生産の発展を圧迫するために、小商品的生産関係が支配的な中北部植民地グループにおけるように、自成的な市場が、植民地の内部において、社会的分業と商品生産の発展に

つれて、形成・成長するということも困難である。そして、こういうプランテーション経済の特殊性のもとでは、市場の大きさは、奴隷の剰余労働の取得者であるプランター個人の有効需要によって規定されざるをえない。その結果、市場の拡大は、プランテーション経営の外延的な拡大をつうじてのみ可能である。

ところで、一八世紀初頭におけるイギリス領西インド植民地のプランテーションは、つぎのような状態にあった。すなわち、一七世紀におけるプランテーションの古い中心地であるバーベドウズでは、この島の耕作可能なすべての土地は大プランターによって占領しつくされたために、プランテーション経営をより拡大することは不可能であった。そしてこの大プランテーションの発生とともに小農民的経営は完全に没落してしまった。これに反して、一八世紀におけるプランテーションの中心地となりつつあったジャマイカでは、未耕地はまだまだ残っていたが、この島に発生した巨大プランターたちは、未耕地をふくむ大土地所有を形成し、かれらはその生産物である砂糖の価格を人為的に吊り上げるために、その大土地所有の独占をてこにして競争者の進出を阻止し、生産制限を成功的に維持していた。したがって、この島では、プランテーション経営の拡大は人為的に阻止されていた。このような事情の結果、イギリス領の砂糖諸島においては、プランテーション経営の外延的な拡大による市場の拡張は停滞的とならざるをえなかった。

イギリス領植民地の砂糖プランテーションの経営がまさに右のような状態にあったときに、イギリス領の砂糖プランテーションにたいする新しい競争者として抬頭してきたのは、フランス領西インドの砂糖プランテーションである。

フランス領プランテーションのイギリス領プランテーションにくらべての優越性は、つぎの点にあった。フランス

領の島々では、イギリス領のように奴隸制プランテーションが急速に発展せず、年奉奉公人を使用する小土地保有にもとづく甘蔗栽培が普及した。そのため、一七世紀末および一八世紀初頭においては、サント・ドミンゴを除いては、大部分の甘蔗栽培者の耕作地面積は小さく、奴隸を使用していたばあいでさえも、一経営当りの平均使用数は一二名以下であった。⁸⁰そして、このような小土地保有にもとづく小農民的生産はイギリス領の大プランテーションよりも能率的に経営され、労働の生産性が高かった。フランス領の島々の甘蔗栽培がイギリス領プランテーションよりもその労働の生産性が高かったもう一つの理由は、おかれて甘蔗栽培にはいったフランス領の島々では、イギリス領プランテーションのように土壌は枯渇しておらず、肥沃度が高かったこと、および肥沃度の高い土壌だけに適する *ratoon* という労働の生産性の高い栽培方法を採用することが可能であったことにある。⁸¹その結果、たとえば、一七一七年にイギリス領バーベイドウズでは一単位の耕作面積を栽培するために、フランス領諸島よりも五倍の奴隸とより多くの馬およびその他の役畜を必要とし、フランス領サント・ドミンゴでは一人の奴隸はイギリス領ジャマイカの四人の奴隸と、その生産量において等かったといわれる。⁸²このようなフランス領とイギリス領における労働の生産性の差異は、それぞれのプランテーションにおいて生産される砂糖、糖蜜の価格に影響した。その結果、フランス領で生産される砂糖、糖蜜の価格は、労働の生産性の劣悪と生産制限によって高められたイギリス領の砂糖、糖蜜の価格にくらべていちじるしく低廉であった。かくして、イギリス領の不在プランターは、一八世紀にはいつてから、自己の恐るべき競争者をおなじカリブ海のフランス領の島々のなかにみいだしたのである。

ところで、西インドにおけるイギリス領植民地とフランス領植民地とのプランテーションの右のような不均等な発展は、中北部植民地グループの商業資本の西インド貿易に重大な方向の変更をもたらした。

さきにもべたように、一八世紀にはいつてから、中北部植民地グループは、自己の再生産の続行のために、一方ではイギリス本国による植民地の競合工業の抑圧強化という条件のもとで、他方ではイギリス領西インド植民地の市場拡大の停滞化という条件のもとで、増大した植民地剰余生産物を商品化し、同時にこれを、イギリスからの増大した輸入品を支払うのに必要な「追加的」支払手段に転形するための追加的市場を必要とした。そして、いまや、フランス領西インド植民地は、市場の拡大の停滞化しつつあるイギリス領西インド植民地にかわつて、この必要な追加的市場を、中北部植民地グループの商業資本に提供するにいたるのである。かくして、アン女王戦争終結期の本国からの貴金屬および為替手形の植民地への流入の杜絶という新しい条件のもとで、中北部植民地グループの商業資本のフランス領西インド植民地との貿易がはじまるにいたつた。この貿易の必然性は以上の諸点にあつた。

けれども、中北部植民地グループの商業資本のフランス領植民地とのこの貿易は、イギリス領植民地の不在プランターにとつては、致命的な脅威であつた。中北部植民地グループの商業資本が、海外の市場で、植民地生産物をそれらに転形する「追加的」支払手段は、大別すると、二つの項目からなりたつていた。その一つは貴金屬および為替手形であり、もう一つは、そこで生産される、あるいはそこに集散される生産物である。西インド貿易においては、従来は、植民地の商業資本は、さきにもべたように、貴金屬、為替手形を、そして同様に砂糖、糖蜜および他の西インド植民地生産物を、イギリス領植民地において中北部植民地生産物と交換に入手していた。しかるに、いまや、中北部植民地グループの商業資本は、砂糖、糖蜜等これをフランス領植民地で入手するようになった。というのは、フランス領植民地における方が、さきにもべた理由によつて、これらの生産物が低廉であり、したがつて、かれらは、同一量の中北部植民地生産物をもつて、イギリス領植民地におけるよりも、より多量の西インド生産物と交換するこ

とができたからである。そして、イギリス領植民地においては、植民地の商業資本は、かれらの運んだ生産物と交換に、貴金屬および為替手形を要求した。このことは、イギリス領植民地における貴金屬および為替手形を枯渇させるばかりでなく、イギリス領植民地で生産された砂糖、糖蜜の販路を梗塞させる結果をもたらした。

かくして、中北部植民地グループの商業資本のフランス領西インドとの貿易とイギリス領西インドにおける取引方法の変更とは、イギリス領の不在プランターの利益をいちじるしく侵害し、かれらの不満を最高度にかめた。このようにして、アン女王戦争終結期の新しい条件のもとの、植民地の競争工業の抑圧強化と植民地商業資本の従来の競争にたいする制限の政策は、植民地商業資本を新しい貿易部門であるフランス領西インドに進出させることによって、イギリス領西インドの不在プランターと中北部植民地の商業資本との利害の対立という新しい矛盾を、その結果としてうみだすにいたったのである。

一八世紀にはいってからいわゆる *West India interest* を形成してイギリスの政治領域に発言力を増大しつつあった不在プランターは、かれらの利益をいちじるしく侵害する中北部植民地の商業資本のこのフランス領西インドとの貿易を禁止するよう本国政府に再三強要した。その結果、商務局は、一七一四年に、中北部植民地商業資本のフランス領西インドとの貿易を一般的に禁止する旨を示唆するにいたった。だがもし、このフランス領西インドとの貿易が禁止されるならば、それは、中北部植民地グループにいかなる結果をもたらすであろうか。いうまでもなく、この貿易の禁止は中北部植民地グループがその再生産のために必要な追加的市場をかれらから奪い、かれらの剰余生産物の商品化を困難にし、かれらがより有利な条件で「追加的」支払手段を獲得する機会を制限する。そしてこのことはさらに、中北部植民地の商業資本を従来の禁止された貿易部門へいっそう積極的に進出させる刺激となるであろう。

しかも、それと同時に、植民地の経済的自立化のための競合工業を本国による抑圧立法を無視して發展させる刺激もなるであろう。そして貿易の禁止によって過剰となった資本はこの工業部門のなかに有利な投資領域をみいだすであろう。なぜなら、中北部植民地グループはみずからの再生産のためには、それ以外にはもはやなにひとつの道ものこされてないからである。

だが、この貿易の禁止によつてもたらされるであろう諸結果は、イギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれる諸矛盾をいっそう複雑化する。それは、イギリス本国の植民地収奪者と植民地の被収奪者との矛盾、すなわちイギリス在在の不在プランターと植民地の商業資本との矛盾を複雑化するばかりでなく、イギリス本国の植民地収奪者のグループ間の諸矛盾を、つぎのように複雑化する。イギリスのアメリカ貿易資本と西インドの不在プランターとは、奴隷貿易および砂糖貿易をつうじて、古い生産関係である奴隷制的生産関係に共通の利害関係をもっている。けれども、不在プランターの利益にもとづく植民地商業資本のフランス領貿易の禁止は植民地商業資本のイギリス貿易資本にたいする非合法の競争を積極化させる結果をもたらすことによつて、不在プランターとイギリス貿易資本との対立をうみだす。また、イギリスの産業資本は、プランテーションが産業資本の生産物にたいする市場を提供するかぎり、不在プランターと利害を共通にもつが、不在プランターの利益を代表するこの貿易の禁止が植民地の経済的自立化のための競合工業の發展を刺激する結果をもたらすことによつて、不在プランターとイギリス産業資本との対立をうみだす。このように、植民地経営の具体的方策をめぐつて、一八世紀初頭以来とくにアン女王戦争終結期以後において、イギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれた諸矛盾は、いっそうふかまり、かついっそう複雑化するにいたつたのである。

(E) 諸矛盾の解決策としての船舶必要品計画

以上のべたことを要約すると、つぎのようである。イギリス重商主義の植民地経営の本質的な基調は、その旧植民地体制を完成するために、プランテーション型の植民地経済構造をアメリカ植民地の全土にわたって拡大、整備することにある。この本質的な基調にそった植民地経営を実現するにあたって、イギリス重商主義が当面した解決の困難な問題は、大陸中北部植民地グループにたいする経営の問題である。すなわち、この中北部植民地グループにおいては、その経済構造の独自性とそれに規定された再生産の条件は、イギリス本国の植民地収奪者にたいする対立的要素をふくみ、みずからの経済的自立化を確立する要素をもつ。したがって、イギリス重商主義は、旧植民地体制を完成するための植民地経営を実行するためには、まず、これらの諸要素の排除につとめなければならないのであるが、そのための具体的政策は、たんにイギリス本国の植民地収奪者と植民地の被収奪者との矛盾対立を逆につよめるばかりでなく、さらに、本国の植民地収奪者の各グループ間の矛盾対立をうみだし、それを複雑化する結果をもたらす。というわけは、イギリス重商主義が植民地経営においてその利益を代表する植民地収奪者の各グループは、一面では、植民地収奪という基本的目的について利害関係がたがいに通じてはいるが、他面では、植民地収奪の個々の側面についてはたがいに利害関係が対立するという矛盾をもっているからである。

イギリス重商主義が、従属的構成部分であるアメリカ植民地を、イギリスにたいする専一的な経済的従属のもとにおき、その枠内でその再生産を保証すると同時に、植民地をその供給地としての側面においても、その市場としての側面においても、両面的に、無媒介的にかつ系統的に収奪しうる体制に、全体的規模において仕上げるという、重商

主義がその旧植民地体制の完成においてみずからに課した要請を実現するにあたって、当面した解決の困難な問題は、まさにこの点にあった。しかも、この解決の困難な問題を解決しないかぎりには、その要請を実現することは不可能である。

このことから、中北部植民地グループまでもふくむアメリカ植民地全土にわたって右の要請を実現し、この植民地グループまでに、プランテーション型の植民地経済構造を拡大するための植民地経営のための政策は、つぎのような政策でなければならないことが、自明のこととなる。すなわち、そのような政策とは、大陸中北部植民地グループの経済構造を内部的に改革し、小商品生産関係の基礎においてプランテーション型の経済構造と同質の経済構造をつくりだし、そうすることによって、この植民地グループの経済構造とそれによって規定された再生産の条件にふくまれた対立的要素を排除するような政策であり、しかもそれと同時に、その政策の実施が、イギリス重商主義が植民地経営においてその利益を代表する本国の植民地収奪に利害関係をもついずれのグループ——産業資本、アメリカ貿易資本、不在プランタービロの利害関係とも抵触することなく、かれらのあいだの矛盾・対立を排除しあうような政策でなければならない。つまり、それは、イギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれた諸矛盾を調和させることを前提とするような政策でなければならない。

そして、一六九〇年代から一七二〇年代までのあいだにイギリス重商主義によって採用された船舶必要政策こそは、まさにこのような目的をもって、イギリス重商主義によって立案され、採用された政策にほかならないのである。

したがって、船舶必要政策の個々の側面を個別的に取りあげ、この政策の意義をこれらの個々の側面のなかに現

象的にみいだすような、前稿三で検討した従来の研究者たちの船舶必要品政策についての見解は、まったく皮相的な見解といわざるをえない。つまり、より具体的にいうならば、船舶必要品政策のイギリス重商主義にとっての意義は、つぎの点にある。すなわち、この政策は、大陸中北部植民地グループの小商品生産者たちに船舶必要品を生産させ、それを西インド植民地グループの砂糖、大陸南部植民地グループの煙草と同じように、この植民地グループの再生産に不可欠のイギリスから輸入される生産手段および生活手段にたいする購買手段および支払手段として機能させ、しかも同時に、生産された船舶必要品を列挙生産物に追加列挙し、その輸送をイギリス本国および植民地間だけに限定する。そしてもしも、この計画が成功するならば、植民地商業資本の非合法的な競争も、フランス領貿易も、さらにまた、経済的自立化のための競合工業の確立も、この植民地グループの再生産にとって、それほど緊急な条件でなくなる。かくして、中北部植民地グループは小商品生産関係の基礎において、奴隸制プランテーション型の植民地経済構造と同質の経済構造をもつ植民地に改革され、この植民地グループは、独占的貿易機構の支配下においてイギリス本国に経済的に従属するにいたり、この経済的従属の枠内で船舶必要品を購買手段および支払手段として利用することによってイギリスからの生産手段および生活手段の輸入が他の方法によらないでも可能となり、その再生産が保証される。そしてそのことは、植民地収奪者の側からすれば、この植民地を船舶必要品の供給地として収奪すると同時にイギリスの生産物である生産手段および生活手段の販売市場として両面的に無媒介的に収奪することが可能となることを意味する。かくして、イギリス重商主義は、この船舶必要品計画が成功するならば、旧植民地体制の完成においてみずからに課した要請を実現することが可能になる。以上の点にこそ、われわれは、船舶必要品政策あるいは船舶必要品計画のイギリス重商主義にとっての本質的意義をみいださなければならぬのである。(以下次回)